

ARIBの動き

第123回業務委員会が開催される

第123回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

1 日時 平成18年11月8日(水) 午後2時から4時まで

2 場所 当会第2会議室

3 議事概要

- (1) 専務理事から、アナログ周波数変更対策の進捗状況、PLC及びUWBに関する制度化、VU帯電波有効利用、5GHz帯無線LAN等の総務省の取り組み状況にふれた挨拶がありました。
- (2) 事務局から、ブラジルデジタルテレビ実施及び電気電子産業発展に関する日伯共同作業部会第一回会合の概要報告のほかブラジルの開発部会参加等について説明がありました。
- (3) 事務局から、「ICT国際競争力懇談会」の開催について説明がありました。
- (4) 事務局から、アナログ周波数変更対策の進捗状況について報告がありました。
- (5) 事務局から、全国景観会議会長から提出があった移動通信電話の普及に伴う電波塔の共同設置等に係る要望について報告がありました。
- (6) 事務局から、当会の活動状況について説明がありました。

電気通信・放送
行政の動き

BWAカンファレンスの開催について
2.5GHz帯を利用した広帯域移動無線アクセスシステムの導入に向けて
(平成18年11月10日総務省報道資料)

総務省は、2.5GHz帯を利用した広帯域移動無線アクセスシステムの導入に向けて今後の免許方針案等の検討の参考とするため、公開カンファレンスを平成18年12月5日(火)に開催します。

1

背景・目的

総務省は、ワイヤレスブロードバンド推進研究会の最終報告(平成17年12月27日発表)を踏まえ、本年2月27日に「2.5GHz帯を利用した広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」について情報通信審議会に諮問しました。情報通信審議会では「広帯域移動無線アクセスシステム委員会」を設置して検討が重ねられてきましたが、近く同委員会の報告書案を公表してパブリックコメントを実施した上で本年中に答申が取りまとめられる予定となっています。

情報通信審議会からの答申を踏まえ、総務省では、広帯域移動無線アクセスシステム(以下「BWA」といいます。)の技術基準の策定、周波数割当計画の変更等の制度整備に着手するほか、具体的な周波数の割当てに向けた免許方針案を検討することとしています。

BWAの導入に対しては、各方面から高い関心が寄せられているところであり、今後の免許方針案等の検討の参考とするため、標記のカンファレンスを開催し、その中で2.5GHz帯の周波数を利用したBWAの導入の具体的な計画を有している者からのヒアリングを行うこととしました。

2 カンファレンスについて

(1) 開催日時、場所 (※予定)

日時 平成18年12月5日(火) 午後1時～午後6時

場所 三田共用会議所 1階講堂

(東京都港区三田2-1-8)

なお、意見陳述者が多数の場合は再度公開でヒアリングを行うことがあります。その場合は別途お知らせいたします。

(2) プログラム

・第一部：パネルディスカッション

BWAの実現に向け、本分野に関する有識者及び総務省職員によるパネルディスカッションを行います。

参加予定有識者(五十音順)

酒井 善則 東京工業大学大学院 理工学研究科 教授

菅谷 実 慶應義塾大学 メディア・コミュニケーション研究所 教授

辻 正次 兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 教授

吉田 進 京都大学大学院 情報学研究科通信情報システム専攻 教授

・第二部：免許取得希望者からのヒアリング

パネルディスカッションの後、次の要領で、2.5GHz帯の無線局免許を取得してBWAによる事業を行う具体的な計画を有している者からのヒアリングを行います。

3 意見陳述を行う者の募集について

標記カンファレンスの第二部において意見陳述を行う者を募集します。意見陳述人の応募資格等については次のとおりです。

(1) 応募資格

2.5GHz 帯の無線局免許を取得してBWAによる事業を行う具体的な計画を有している者。

(2) 意見陳述の方法

意見陳述人は、次のア、イの事項について意見を陳述することとします。また、その他の関連する事項についても必要に応じて意見を陳述できることとします。なお、ヒアリングへの参加は、一の意見陳述当たり原則として1名とし、必要に応じて補助者1名を同伴できるものとします。

ア 意見陳述人のBWAの導入に向けた取組

例えば、

- ・ 情報通信審議会において技術的条件の検討がなされたシステムのうち、採用を予定しているシステム
- ・ BWAによるサービスの内容、需要見込み、面的展開等についての考え方

イ 2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセスシステムの免許方針案に対する意見

例えば、

- ・ 周波数の割当ての単位(全国を単位とするか、市町村等の地域を単位とするか)
- ・ 一の免許事業者に割り当てる周波数の幅
- ・ 免許事業者が満たすべき要件（サービス内容、サービス開始時期、サービスの面的展開、技術力、財務基盤等）
- ・ 免許事業者の選定において申請が競合した場合の選定基準

(3) ヒアリングの進め方

意見陳述人による意見陳述を行うとともに、第一部のパネルディスカッションの参加者からの質疑応答を行うこととします。

(4) 意見陳述の応募手続

- ・ 意見陳述を希望する方は、以下の項目について、平成18年11月27日(月)17時までに事務局連絡先に提出してください。
 - 1) 意見陳述人の氏名、住所、連絡先（メールアドレス及び電話番号）
 - 2) 意見陳述人の事業等の概要
 - 3) BWAの導入に向けた計画及び現在の取組状況
- ・ 意見陳述での資料の提出については、事務局より別途連絡させていただきますが、可能な場合、陳述を予定している意見の要旨を示した文書・資料も併せて提出して下さい。なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

4 傍聴希望について

- ・ 標記カンファレンスの傍聴を希望する方は、氏名、勤務先、所属部署、役職（勤務先、所属部署及び役職についてはお勤めの方のみ）、連絡先（メールアドレス及び電話番号）を明記の上、平成18年12月1日(金)17時

までに事務局まで電子メールにてお申し込みください。

- ・なお、傍聴希望者が多数の場合、同一の事業者や団体からの傍聴の申込数を制限させていただく場合がございますのであらかじめご了承願います。

なお、事務局への連絡先等の詳細については

<http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061110_4.html>を参照して下さい。

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式等の
一部改正案に係る電波監理審議会答申及び意見募集の結果
(平成18年11月8日総務省報道資料)

総務省は、電波監理審議会（会長：羽鳥 光俊 中央大学 理工学部教授）から、放送法施行規則、無線設備規則、放送局の開設の根本的基準、電気通信役務利用放送法施行規則及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について、原案を相当とする旨の答申を受けました。

また、答申を受けた省令案に無線局免許手続規則の一部改正案及び関係する告示案を加えた省令案等について、意見の募集を行ったところ、2件のご意見を頂きました。

総務省では、本件答申及び意見募集の結果を踏まえ、原案どおり関係省令等を改正する予定です。

1 改正の背景

CSデジタル放送においてHDTV放送を効率的に実現するため、最新のデジタル放送技術を取り入れた新たな放送方式（高度狭帯域伝送方式）の導入に必要な関係規定の整備を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 放送法施行規則（第17条の8）、放送局の開設の根本的基準（附則）関係
CS委託放送業務における伝送容量に関し、高度狭帯域伝送方式による放送の規定を追加します。
- (2) 無線設備規則（第37条の27の19）関係
CSデジタル放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備に関し、高度狭帯域伝送方式に係る無線設備の技術基準を追加します。
- (3) 電気通信役務利用放送法施行規則（第14条、第15条等）関係
衛星役務利用放送の技術基準に高度狭帯域伝送方式を追加します。
- (4) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（第6章第4節）関係
CSデジタル放送方式として、新たに高度狭帯域伝送方式を追加します。

また、関係する告示の改正も行います。

(※ 以上の省令案のほか、関連規定の整備も併せて行います。)

3 今後の予定

総務省では、本件答申及び意見募集の結果を踏まえ、関係省令等を改正する予定です。

提出された意見及び意見に対する総務省の考え方、関係報道資料等の詳細は <http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061108_3.html>を参照してください。

編集後記

秋の夜長とはよくいったもので、最近日の暮れるのが本当に早くなりました。正論かどうかはよくわかりませんが、適切な睡眠時間は夜の長さに比例するという説があるようです。つまり、夏に比べてこれからは多少睡眠時間を多くとる必要があるとのこと。

そういえば、最近電車の中で爆睡している人を以前より多く見かけるような気がします。先日も電車のなかで、隣の親父が爆睡して私にもたれかかってきました。その上、いびきまでかきはじめたのです。どうしたものかといろいろ悩みましたが、結局は、どうしようもなくそのままにしておきました。皆さんならどうされますか？その人はどうも乗り過ごされたようで、途中の駅であわてて降りていかれました。かくいう私も爆睡して乗り過ごすことが時々ありますので、お互い様といったころでしょうか。

(N.K)

[ページの先頭に戻る ▲](#)